

令和元年 12 月 16 日

電気工事士技能試験判定員の追加募集について（抜粋）

一般財団法人 電気技術者試験センターは、国の指定を受け経済産業大臣が実施する電気技術者試験の実施に関する事務を行う指定機関であり、今回、電気工事士技能試験判定員の追加募集を次のとおり行います。

- (1) 募集受付期間 令和元年 12 月～令和 2 年 9 月 1 日
- (2) 業務内容 電気工事士技能試験の判定業務
- (3) 勤務地 主に採用地区の技能試験会場
(中部地区：静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県)
- (4) 勤務日 技能試験実施日（最大 4 日／年であるが地域により 1 日／年となることもあります）、研修日、その他当試験センターが必要と認める日
 - 技能試験実施日（令和 2 年度の場合）

令和 2 年 7 月 18 日（土）	第二種電気工事士上期技能試験
令和 2 年 7 月 19 日（日）	〃
令和 2 年 12 月 12 日（土）	第一種電気工事士技能試験及び 第二種電気工事士下期技能試験
令和 2 年 12 月 13 日（日）	〃
 - 研修日 1 日（各地区の応募状況により実施日を決定します）
- (5) 判定員手当 28,000 円／判定業務 1 日当たり
研修受講者には、研修手当を別途支給します。
旅費交通費は、別途支給します。
- (6) 保険等 労働災害保険を適用します。
なお、当センターの加入している社会保険の対象にはなりません。
- (7) 応募資格 次の条件を満たす者（詳細は、当センターホームページをご覧ください。）
第一種電気工事士である者等、技能試験判定員の要件（電気工事司法施行規則第 13 条の 7 第 3 号）のうち、いずれかに該当し、満 63 歳位までの者
- (8) 応募先及び 〒104-8584
問い合わせ先 東京都中央区八丁堀二丁目 9-1（RBM 東八重洲ビル 8F）
一般財団法人電気技術者試験センター 試験業務部
電話 03-3552-7651 / FAX 03-3552-7838
メール info@shiken.or.jp
- (9) 応募方法、選考方法等は、一般財団法人 電気技術者試験センターホームページの「お知らせ」をご覧ください。 <https://www.shiken.or.jp/>